

日中学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、学校教育に基づき、中国語教育および日本語教育を実施することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は日中学院という。

(位置)

第3条 本校の位置を東京都文京区後楽1丁目5番3号に置く。

第2章 課程、学科、修業年限、定員および休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第4条 本校の課程、学科、修業年限、定員は、次のとおりとする。

昼夜別	課程名	学科名	修業 年限	入学 定員	総定員	備考
昼	中国語専門課程	本科	2年	40名	80名	1学年 2クラス
昼	中国語専門課程	本科研究科	1年	20名	20名	1学年 1クラス
昼	日本語専門課程	日本語科	2年	40名	60名	1学年 2クラス
昼	日本語専門課程	日本語科	1.5年	20名	20名	1学年 1クラス
昼	日本語専門課程	進学科	1年	20名	20名	1学年 1クラス
合計				140名	200名	11 クラス

(学年、学期の終始期)

第5条 本校の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

学年を分けて次の通りとする。

中国語専門課程、及び日本語専門課程

第一学期 4月1日から9月30日まで

第二学期 10月1日から3月31日まで

但し、日本語科専門課程(1年半)は10月1日に始まり、翌々年3月31日に終わる。学年を分けて次の通りとする。

第一学期 10月1日から3月31日まで

第二学期 4月1日から9月30日まで

第三学期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は次の通りとする。

1. (1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する日

(3) 夏期休業 8月1日から8月31日まで

(4) 冬期休業 12月21日から1月9日まで

(5) 春期休業 3月21日から4月9日まで

(6) 開校記念日 10月1日

2. 教育上必要があり、かつやむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず休業日に授業を行なう事がある。

3. 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行なわない時がある。

第3章 教育課程、授業時数、及び教職員組織

(教育課程、授業時数)

第7条 本校の教育課程及び授業時数は次の通りとする。

※詳細は別表1の通り

(授業の終始期)

第8条 本校の始業及び終業の時刻は次の通りとする。

中国語専門課程(昼間)は午前9時から午後1時10分までとする。

日本語専門課程(昼間)は午後1時30分から午後5時30分までとする。

(教職員組織)

第9条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名、副校長 1名
- (2) 教員 専任11名(以上)(専任11名・兼任20名)
- (3) 事務職員 5名(以上)
- (4) 学校医 1名

校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。

副校長は校長を補佐する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第10条 本校の入学資格は次の通りとする。

専門課程は、高等学校を卒業したもの、またはこれと同等以上の学力があると認めたもの。進学科は高等学校卒業後1年6か月を経たもので、日本語能力試験N2相当の日本語能力のあるもの。

第11条 本校の入学時期は次の通りとする。

本科4月、日本語科4月・10月とする。

(入学手続き・入学許可)

第12条 本校の入学手続きは次の通りとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書その他の書類に必要な事項を記載し、第19条の定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。

- (2) 前項の手続きを終了したものに対して入学試験を行ない入学者を決定する。

- (3) 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から10日以内に、第19条の定める入学金を添え、手続きをとらなければならない。

(休・復学)

第13条 (1) 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって5日間以上休学する場合は、その事由を記し、診断書を添えて校長の許可を受けなければならない。

- (2) 前項の者が復学しようとする場合は、届けて復学することができる。

(自主退学)

- 第14条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(転入学)

- 第15条 本校への転入学を希望する者がある場合は、学習の進展が同程度であり、かつやむを得ない事情があると認めた場合には、選考の上許可することができる。

(修了の認定)

- 第16条 校長は、教育課程の定めるところにより、各学年ごとに修了すべき学科目について試験を行ない、合格者に対して当該科目の修了を認定する。

(卒業)

- 第17条 本校所定の課程を修了した者には、卒業証書を授与する。但し、卒業に際しては、全授業数の90%以上の出席を必要とする。

(称号の授与)

- 第18条 前条により、中国語専門課程本科を修了した者には、専門士（文化・教養専門課程）の称号を授与する。

(科目等履修生)

- 第19条 本校において開設する授業科目に対し、本校生徒以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がないかぎり、選考の上、科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。

(報奨)

- 第20条 成績優秀にして、他の模範となる者は、報奨することがある。

(退学)

- 第21条 次の各号の一に該当する者には退学を命ずることがある。
- (1) 素行不良で改善の見込みがないと認められる者。
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
 - (3) 正当な理由がなく、出席が常でない者。
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒として本分に反した者。

第5章 入学金、授業料、その他

(納付金)

第22条 1. 本校本科・研究科・日本語科の入学金、授業料等は、次のとおりとする。

本科、研究科

入学検定料	10,000円
入学金	100,000円
授業料(本科)	670,000円
(研究科)	710,000円
中国短期留学費	100,000円(本科のみ)
諸経費(本科)	112,000円
諸経費(研究科)	112,000円
図書費	5,000円(研究科のみ)

日本語科、進学科

入学検定料	21,000円
入学金	100,000円
授業料	610,000円
諸経費	80,000円

2. 既納の授業料、入学金等は原則として返還しない。

(健康診断)

第23条 健康診断は毎年1回、別に定めるところにより実施する。

第6章

(附帯教育)

第24条 1. 本校の附帯教育は次の通りとする。

科目	期間	総定員	備考
別科夜間講座 基礎科	2年	240名	週3回3カ月コース 週2回3カ月コース
別科夜間講座 研究科	1年	120名	週2回3カ月コース 週1回3カ月コース
別科昼間講座 基礎科	2年	240名	週2回3カ月コース
別科昼間講座 研究科	1年	120名	週1回3カ月コース 週2回3カ月コース 週1回3カ月コース

2. 別科（昼間）の授業は午前10時から12時まで

別科（ ） “ 午後1時30分から3時30分まで

別科（夜間） “ 午後6時45分から8時45分まで

とする。

3. 本校の付帯教育の入学金、授業料等は、次の通りとする。

入学金			10、000円
授業料	別科夜間講座	基礎科（週3回）3カ月	61、500円
授業料	別科夜間講座	基礎科（週2回）3カ月	56、000円
授業料	別科夜間講座	研究科（週2回）3カ月	66、000円
授業料	別科夜間講座	研究科（週1回）3カ月	33、000円
授業料	別科昼間講座	基礎科（週2回）3カ月	46、000円
授業料	別科昼間講座	研究科（週2回）3カ月	66、000円
授業料	別科昼間講座	研究科（週1回）3カ月	33、000円

諸経費	別科夜間講座	基礎科（週3回）3カ月	9、000円
諸経費	別科夜間講座	基礎科（週2回）3カ月	6、000円
諸経費	別科夜間講座	研究科（週2回）3カ月	6、000円
諸経費	別科夜間講座	研究科（週1回）3カ月	3、000円
諸経費	別科昼間講座	基礎科（週2回）3カ月	6、000円
諸経費	別科昼間講座	研究科（週2回）3カ月	6、000円
諸経費	別科昼間講座	研究科（週1回）3カ月	3、000円

4 付帯教育の各コースにおいて出席率が70%以上の者を修了者として認定する。

附則

1. この学則は昭和39年7月1日から施行する。

この学則は昭和56年4月1日から施行する。

この学則は昭和60年4月1日から施行する。

この学則は昭和63年4月1日から施行する。

この学則は平成3年4月1日から施行する。

この学則は平成4年4月1日から施行する。

この学則は平成5年4月1日から施行する。

この学則は平成6年4月1日から施行する。

この学則は平成7年4月1日から施行する。

この学則は平成8年4月1日から施行する。

この学則は平成9年4月1日から施行する。

この学則は平成10年4月1日から施行する。

この学則は平成11年4月1日から施行する。

この学則は平成12年4月1日から施行する。

この学則は平成13年4月1日から施行する。

この学則は平成14年4月1日から施行する。

この学則は平成15年4月1日から施行する。

この学則は平成16年4月1日から施行する。

この学則は平成17年4月1日から施行する。

この学則は平成24年4月1日から施行する。

この学則は平成28年4月1日から施行する。

この学則は令和4年4月1日から施行する。

2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

別表 1－1 （第3章 第7条の補足）

中国語専門課程

		本科1年		本科2年		本科研究科	
		週時間数	年時間数	週時間数	年時間数	週時間数	年時間数
講 読		4	160	3	120	4	160
文 法		4	160	3	120	4	160
作 文		4	160	4	160	4	160
放 送				2	80		
翻 訳						4	160
会 話	日 常 会 話	4	160				
	応 用 会 話	4	160	8	320	4	160
社 会	現 代 中 国 入 門	1	40				
	中 国 地 理	1	40				
	日 中 比 較 文 化 史	1	40				
	中 国 現 代 史 概 論	1	40				
	中 国 現 代 史			2	80	2	80
研 究 発 表				2	80	2	80
計		24	960	24	960	24	960

※中国語専門課程は一時限を45分授業とする。

本科の課程の修了に必要な卒業時間数は、上記の教科編成表に定める授業の90%以上の出席を要する。（1728時間） 本科研究科も同様に90%以上の出席を要する。（864時間）

別表 1－2

(第3章 第7条の補足)

日本語専門課程 (2 年制)、進学科 (1 年制)

	日本語科 1 年		日本語科 2 年		進学科 1 年	
口頭表現	2	80	2	80	2	80
作文	2	80	2	80	2	80
精読	6	240	6	240	6	240
読解Ⅰ	2	80	2	80	2	80
読解Ⅱ	2	80	2	80	2	80
読解Ⅲ	2	80	2	80	2	80
聴解	2	80	2	80	2	80
社会事情	2	80	2	80	2	80
	20	800	20	800	2	800

日本語専門課程（１０月入学）

	第１学期（半年）		第２・３学期（１年）	
	週時間数	年時間数	週時間数	年時間数
口頭表現	２	４０	２	８０
作 文	２	４０	２	８０
精 読	６	１２０	６	２４０
読 解 Ⅰ	２	４０	２	８０
読 解 Ⅱ	２	４０	２	８０
読 解 Ⅲ	２	４０	２	８０
聴 解	２	４０	２	８０
社会事情	２	４０	２	８０
計	２０	４００	２０	８００

※日本語専門課程は一時限を６０分授業とする。

日本語科専門課程の修了に必要な卒業時間数は、上記の教科編成表に定める授業時間数の９０％以上の出席を要する。